

調査委員会報告書提出後 委員長記者会見

平成16年1月19日（月）

16時30分から17時20分

（報告書説明後）

- Q 報告書の「おわりに」の(2)設計・工事監理・施工上の問題点の指摘の中で、設計と施工との情報が錯綜していたとあるが、報告書のどこを見ればいいのか。
- A 第3章にまとめてあります。
- Q 情報の錯綜、認識の共有化、情報の共有化の結論は経緯表を見ての総括ですか。
- A それと設計、施工、工事監理の業者から話を聞きました。お互いの話を聞くと、「言ったとか言わないとか、聞いていないとか」いろいろとあり、実際に図面もいくつかあり日付もよく分からないというのもあり、その辺がすっきりしなかったのです。
- Q その辺の証言は特に個別には抜き出して書いてないのですか。
- A 第3章にあります。客観的に事実経緯を見るにはここがいいと思います。
事実としてどういう事実があったか、図面の日付はその日付がいつだったか、ということが確かめられると思います。
- Q 残存デッキについての提言は、立体駐車場連絡デッキの残りの部分は全て撤去して再構築すべきであり、アトリウム前デッキ・入江側デッキは、定着部の補強をすべきであると分けているのですか。
- A そうです。
- Q P140(2)の「設計変更などの情報が錯綜していた」の設計変更は具体的に何を指すのか。
- A 定着部の設計変更です。
- Q 三角形が台形になったことですか。
- A それと、形状や鉄筋の配置や向きです。
- Q 設計と施工が並行して行われた時期というのは、いつごろか。
- A 設計が10月11日から1月25日で、工事発注は11月13日です。
- Q P130発注上の問題(2)県の対応に、SDGに任せていた可能性があるという含みのある表現の理由は。
- A いろいろ聞いて、そのように書きました。
- Q 任せていたということとは違うのですか。
- A 任せていたと思いますが、それを直に見ていませんので。
- Q 関係者からの聞き取り調査の証言から、任せていたという実態を委員会は認定することideいいですか。
- A 県は設計等についていろいろ気にはしていたようですが、ほとんど任せていたのではないかと思いました。
- Q それは主体性がないということですか。
- A はい。
- Q P128設計上の問題の(1)斜材ロッド定着部の設計の指摘の中で、歪んだことは鉄筋コンクリート造りの選択が間違いだということか。
- A そうではなく、基本的にPCコンクリートと鉄筋コンクリートではそこにかかる応力をどのくら

いまで認めるかの違いです。

Q U字形補強筋の不具合は入れる方向のことか。

A そうです。

Q 定着部の構造的な耐力が不足だというのは事実か。

A そうです。だから壊れたのです。

Q 構造設計に根本的な問題があったのか。

A 一番のキーポイントは鉄筋コンクリートとして適切な施工、設計、配筋も十分ではなかった、本当は配筋の仕方をきちんと指示して、適切な耐力確保するように造っておけば良かったということです。

Q 9月の会見で委員長は、鉄筋の数はひびが入っていない場合はそれほど影響ないと言っていました。定着部にひびが入っていたということですか。

A 可能性は高いです。

Q ひびが入っていた可能性が高いのですか。

A はい。

Q 鉄筋の数が非常に強度を左右するということか。

A そうですが、鉄筋コンクリートは引張りに弱いということです。だから引張力が働くところには必ず鉄筋を入れるのが常識です。

Q 9月段階では、議会答弁でも鉄筋の数はそれほど強度には影響しないとある、その後の検討で変わったのか。鉄筋がまたクローズアップされたのか。

A 当初は耐力評価がきちんとされていたと聞いていたと思いますが、実験などにより実耐力が徐々に判ってきて、設計耐力の評価が少し違うことが判ったということです。

Q 調査の過程で第一建設工業の実験結果が一つのターニングポイントになったと思うが、調査委員会独自に破壊実験をする選択肢はなかったのか。

A なくはなかった、ただ、時間がすごく掛かると思われました。どこでどのような実験するかなどの検討で1ヶ月以上、実験の実施で最低1カ月は掛かかると考えていました。

Q 第一建設は比較的早くやっていましたね。

A 事故後すぐに対応したのでしょう。定着部の耐力が問題になるというのですぐやったと思います。委員会は事故原因の議論において定着部が問題である考え、実験の必要があると議論していました。どのようにするかという時に実験結果が出てきたので、それを検討することにしました。

Q 委員会として独自にやるべきという発想はなかったのか。

A 独自にやるとの議論はありました。ただ、時間的な問題が一番気になりました。実験を行うとすれば結果を得るまで2カ月位必要となるので、委員会として事実が早く分かるほうが良いと考えました。

あの実験結果を学会等の種々の規準や算定式と照合し、似たような傾向が出ており、実験結果は信頼出来るものと判断しました。

Q 黒沢建設の実験の扱いと第一建設工業の実験の扱いは違うわけか。

A 全然違います。

Q 黒沢建設の実験に問題があるのか。

A あの実験は、ものがどう壊れているかをシュミレーションした実験ではありません。委員会の先生も全員資料を見た瞬間に違うと言いました。

- Q 第一建設の実験とは、正確性とが違うのか。
- A 正確性ではなく、壊れた定着部の切れ方が再現できる実験をしていないためです。切れ方が再現されていなければ、その強度は求められません。
- Q 特殊な構造であるという認識が不十分であったと結論づけているが、特に認識をすべきだった構造の特殊性というのはどこに記載があるのか。
- A 斜材にプレストレスを入れている点です。私自身、あの構造を最初に見た瞬間は特殊だと思わず、トラス構造に似ているという印象でした。斜材にプレストレスが入っているというのでこれは少し違うと分かりました。
- Q デザインレビューは特別なことか。
- A 一般的なことだと思います。初めての構造形式であるとの認識を皆が持っていれば、すごく慎重にやると思います。
- 経験が多くありその経験の積み重ねで大丈夫と判断すればデザインレビューはやらないと思います。特殊な構造の認識があればやるので、通常の構造物の全てに第三者チェックをすると時間や予算も余計に掛かるので大変だと思います。
- Q 結果的には設計段階のところで一番大きな問題があると考えていいのか。
- A 設計と製造のやり取りのところです。設計も多少不十分なところがあるので、誰かがチェックしきちんとすればいいのです。今回はそういうものは一切ないようでした。
- Q 設計者、施工業者、施工監理、皆にそういう責任があるという考え方か。
- A 誰か一人が悪かったからアウトになったということは多分ないと思います。誰かがどこかで気がつけば回復するチャンスがあるだろうと思うが、ある流れになって皆少しずつ見落としてしまった結果として変なものができ壊れてしまう。誰にどう責任があるのかは微妙です。
- Q それぞれ応分に責められるべきですか。
- A そうです。
- Q 関係者間で情報の共有化を十分されて施工上でも配慮されていたら、U字筋の配筋が不適切でも壊れなかった可能性はあるのですか。
- A それはないです。時期は分からないが、壊れたと思います。
- Q 上弦材の破断面解析は、SDGの異議申し立てが出たあとにしているのか。
- A 9月の段階で専門家に見てもらい、疲労で壊れたのではないという結果が出ていました。そのほかガセットプレートの曲がり方とかを見れば、鋼材は疲労で壊れたのではないと判断していました。SDGが強く言っているので、結果はあり得ないと思いながらも顕微鏡での破面チェックも行いましたが、やはり、疲労で壊れたのではないという結論です。
- Q 損害賠償裁判の場合は調査委員会でどういう対応をとるのか。
- A 私個人は調査委員会の責任者ですので、私個人として答えられるものは答えていこうと思います。裁判の展開は分かりませんが、調査委員会で何を考えてどうやりましたかと問われれば答えるということです。
- Q 普通の工事現場で施工者が設計部分について意見できる環境は普通一般的にはあり得るのか。
- A 今回は床版を工場で作っている。工場と同じようなものを多く作っている経験があれば、今まで作っていたものと違うということが言えるかもしれません。
- 施工の現場では鉄筋が組めないとかのトラブルが起きます。今回も製作の段階で鉄筋が入らないという意見が製造者から設計者へ議論があったと思います。

- Q 施工業者の責任は、安易にジャッキダウンした部分は分かるが、指摘した可能性があるくらいにとどまるのでしょうか。コミュニケーションの。
- A どこまで責任があるかは良く判りませんが、一番安易な施工では言われた通りにやります。言われた内容が間違っても言われた通りできていれば、その責任はどこまであるかです。
- Q このケースは大体そのようなニュアンスですか。
- A そのようなニュアンスです。施工会社と設計会社のレベルが近ければ、施工会社が不都合を設計者に言うこともあります。レベルが違っていると分らないと思います。
- Q 比重としてはU字筋の入れ方を間違えた方が重い気がするのですが。
- A そんな感じですが、きちんと指示しなかったということが結構重いと思います。指示があったのにその通りにやらなかったら責任を問われると思いますが、そこはどうでもいいとも言われていたならそんなに責任はない。どうでもいいと言った人に責任があると思います。
- Q ジャッキダウンがうまくいっても、長い目で見ればいつかは落ちるのか。
- A そう思います。定着部が今の状況であれば、ただ、あの箇所から落ちたかどうかは分かりません。ほかにも大きな力が作用しているところがあります。
- Q 発注者の責任は、発注成果の妥当性とともに入りの監理という部分に尽きるわけですか。
- A そうだと思います。発注者として建前上はありますけれども、現実にはどこまで責任を問われるか難しいところだと思います。発注者として監督責任もあるし何かと責任もあるとは思いますが。ただ、設計者に十分な能力があれば、設計、施工、監理まである程度任せて発注するという事はあり得えます。
- Q 定着部の構造設計の不適切さを指摘した部分は、どこですか。
- A 耐力については第5章に記述してあります。どこが不十分かを。P126の6.1設計上の問題点というところです。
- Q この構造に関しておどろくほど特殊だという、その辺はどうか。
- A 第一線で設計をやっている設計者も含めて。日本のトップレベルの設計者なら分かっていたと思います。設計をずっと手掛けてきた人なら、少し新しいデザインでおもしろいと思ったかもしれないですが、県の職員にその認識を持ってという方が無理かもしれないと思います。日本にないものを造るという意識があれば、当然、その認識を持ちますが、通常の工事の中でなかなかそうはならないと思います。
- Q 設計者側もそういう認識が十分なかったという可能性もあるのか。
- A 設計者は持っていたと思います。設計者のレベルと施工者のレベルが違うことを、お互いがお互いを知っていなかった可能性がすごく高いと思います。お互いが当然だと思ったことがズレてくるとお互いにギャップがあるので、誰かが最初から最後まで見ていて判断してやれば良かったと思います。
- Q 例えば施工者がスーパーゼネコンで実績のあるところであれば、その辺はうまくいった可能性もあるのか。
- A 工事の内容次第です。日本で最初とかすごく大きな工事とかというところスーパーゼネコンはそういう方だけやりますから、それはチェックできます。

以上